

反障害通信

11. 9. 15

29号

民主主義と反差別

民主主義ということばは、団塊の世代のわたしにとって、「まやかしのことば」でした。全共闘運動はポツダム自治会批判から、(形式)民主主義の多数決の論理を批判して起きてきました。エンゲルスの「民主主義とは支配の形態である」というテーゼに共鳴していたのです。そもそも「民主主義」ということば自体が意味不明なことばでした。この語はそもそも翻訳語なので、原語との違いということから論じていかななくてはならないのですが、この翻訳された語の漢字のニュアンスは、封建時代の王政的なことに對抗して出てきた語としてとらえることができます。ですが、王なき後—特定の支配者なき後に「民主」などという語が何を意味するのか意味不明なことばです。

ですが、いろいろ議論をする中で、これは国家主義に対する批判として有効ではないかと考え直し始めました。以前、教育論議で「国家のために死ねる教育を」といった「アナクロな」国会議員がいたのですが、少なからず国家のためという国家主義的論が出てきます。国歌・国旗の強制ということも逆に進んでいます。欧米でも、愛国心教育のようなこと、ナショナリズムみたいなことがくり返し出てきます。今回の震災の際も、「がんばれニッポン」というナショナリズム的なことが流されていきます。そのようなことへの批判として、国家が国民の上に立つものではない、もっといえば国民というところでくくられることへの批判も含んだ、市民や民衆が「主権者」であるという意味での「民主」なのではないかと思えます。

ですが、民主主義というとき、一般には政治のあり方から、集団の行動決定のあり方として、教科書的にいえば、「少数意見の尊重の中での多数決による決定」と表せるのですが、現実には国会の場は、もっともコミュニケーション障害に支配されている場になっています。

まさに形式民主主義での「支配の形態」に過ぎなくなっています。

ですが、その形式民主主義を批判するものが、民主主義は支配の形態でしかないというところで批判する中で、むしろもっとひどい行動に入っています。旧「社会主義国家」で横行した粛正とか、党派闘争でのゲバルト的展開とか、組織の上意下達的情況とか。

ここで、わたしは反差別論を展開してきた立場で、この後者の「民主主義」について何が問題なのか、押さえてみようと思えます。

ここでいう民主主義は、民主主義ということばを使うのは混乱をもたらすので、「対等な関係としての集団の行動のあり方・作り方」というようなことをいわざるを得ません。さて、問題なのはちゃんとした議論が成立するためには対等な関係が必要なのですが、そも

そもこの差別社会には対等な関係がほとんど存在しえず、社会とは一定別空間的なところの趣味的な集団において、いくぶんなりともあり得る可能性があるけれど、そこでも、社会的関係から無縁な真空空間などないと言い得ます。したがって、反差別というところを押さえたところで、いかに対等な関係を擬似的にでもつくっていいのかということなのだと思えます。

ところが、政治の世界は力の世界です。反差別の運動は政治を否定する運動なのですが、政治を否定する政治として展開することになります。さて、政治を否定する、暴力一力を否定する運動が、すでに差別という暴力が存在する中で、そして運動の有効性を求める中で、差別的秩序を解体する名の下に暴力的展開に入ってしまったという歴史があります。

このことをどう総括するかの問題なのですが、マルクス派が差別ということをきちんと押さえられなかったところの総括をなしつつ、「反差別の関係のあり方・作り方」の問題として運動体形成と運動を進めていく必要があります。現実的には運動はいろんな矛盾を抱え込みつつ、それを総括しつつ進めて行かざるをえません。今ひとつ、きちんとした総括がなしえなかったという総括も含め、改めて「反差別の関係のあり方・作り方」の問題を理論的にも深めつつ、実践に踏み込んで行くことだと思っています。

さて、ここで押さえておかねばならないのは、ガンジー的な非暴力主義への批判の問題です。

ガンジーがインド独立運動を進めるために、イギリス支配の中で（イギリス支配による）カーストからの解放を求めていた反カースト運動をしているひとたちに、ハンストをもって説得していったということがあります。「ガンジーは命をかけてカースト制度という差別的・暴力的関係を守った、ガンジーの非暴力主義は非暴力主義になっていない、およそ、差別が暴力であるということを押さえたら、ガンジーの非暴力主義自体も暴力的に機能してしまった。」というように押さえています。これは、わたしはガンジーが段階論的に運動をすすめようとしたところの問題があるかもしれない、として押さえています。ガンジーは凶弾に倒れたので、ガンジーの段階論的展開の実践がどのように展開し得たかは確かめようがないのですが、わたしはそもそも段階論は誤りだと思っています。むしろ、分断とかつくったものが桎梏になっていく状況を押さえています。その最もわかりやすい例として、現代中国の先富論的なところが、まさに資本主義的市場経済と＜帝国＞的グローバリゼーションや覇権主義に陥っていることにもあらわれていることとして示し得ます。また、ADA法が機会均等というところで作られ、それが抑圧的に機能し、「重度障害者」への分断をもたらしたという批判もあります。

日本の「障害者運動」は障害差別の基底に能力主義があると批判をなしつつ、効率第一主義におちいらぬ「だれも排除しない、させない」という運動がありました。現実的には、いろんな矛盾を抱えつつですが。

反差別ということを改めて基底にすえた、「関係のあり方・作り方」求め、実践に踏み込んで行く、それを反障害運動にとどまらない、反差別の総体的運動が今必要なのだと思っています。

(み)

読書メモ

エコロジー関係の読書に時間を割いています。自家用メモ的な文が増えて、意味がとれない文になっていて、カットしようかという思いも出ているのですが、ちらっと読んで、その本にあたってもらうきっかけになればと、あえてそのままにしておきます。いくつかは、再読してきちんとしたメモにしたいとも思っています。もうしばらくは、障害関係の本を間に入れつつ、原発・エコロジー関係の読書を続けます。

たわしの読書メモ・・ブログ 166

・『**情況 2011年 07月号 [雑誌]特集 福島第一原発 中国特集**』情況出版 2011

『情況』の原発震災関係の特集の第二弾です。

いろいろな立場からの原発震災への論攷です。

原発のおかしさが、より鮮明になりつつ、問題がわたしなりに煮詰まってきました。ひとつひとつ、押さえていきたいのですが、先を急ぎます。

「双葉病院事件」は戦中の餓死事件を想起させます。今のこの時代に「精神病」者差別のひどさがそこにあります。ちゃんと情報を整理し広めて、告発の運動への参加をと思っています。

沖縄の「辺野古新基地建設反対闘争の現状と今後の闘う展望」の論攷は、まとまっていて、不勉強なわたしにとって有益でした。原発震災と虐げられた地域ということでリンクしています。

たわしの読書メモ・・ブログ 167

・『**季刊福祉労働 131 特集拡大する相談・支援事業の実相**』現代書館 2011

東日本大震災障害者救援・復興支援ドキュメント

政治的情況と並行させた支援の様子などをかなり精細な報告で、すごく参考になりました。

震災被害でいかに被災者の「障害者」が大変な思いをしていたのか、が伝わってきます。阪神の震災のときの教訓を活かした「障害者運動」サイドの支援はあったのですが、行政が「障害者」の存在を無視している、そして想定がなされてこなかったという現実がはっきりしています。

もうひとつ、マスコミで東北地方の助け合う共同性の話が出ていたのですが、逆に、マスコミでも一部報道されていたように、「障害者」が避難所に入れない状況がありました。この報告でも、とりわけ岩手の地が施設指向が強く、「自立するには県外に」という状況があったようです。「命てんでんこ」の話も、「障害者」がどうなるのかということもわたしも考えていたのですが。この報告の中でも出てくる「双葉病院事件」の検証・告発も含め

て、共同性ということのもっと深化したとらえ返しが必要なのだと思っています。

動き得なかった自責の念とともに、これからのことも含め、考えていきたいと思っています。

たわしの読書メモ・・ブログ 168

・堀江邦夫『原発ジプシー 増補改訂版 一被曝下請け労働者の記録』現代書館 2011

著者は原発に反対しているひとです。それで、原発での労働がどうなっているのか、実態を知りたいと原発労働者になります。そしてこのひとは安全な立場において、取材していくのではなく、働いている労働者との共感を大事にしながら、三つの原発で働いた、まさに身を削って書いたルポです。

一般に反対の立場でのルポとなると、被害を強調するということになるのですが、このひとは主観を抑えて、書いています。放射能被害ということの「因果関係」はほとんど分からない状態なのです。

実はこの本はルポを書いた直後の 1979 年に出版した本の再版で、著者の現在の健康状態が「人工血管を全身に埋め込まれ、いまでは「リハビリ難民」になってしまっている」と書いていますが、受けた放射能を連想させるのですが、そのことについてはひとこともふれていません。

しかし、原発で働く労働者の語りの中で、放射能被害ということが出てきます。

原発での労働が内部被爆を避けるというところで全面マスクや、重装備をすることによって過酷な、死の恐怖を伴う労働になるということで、原発労働者が端的に表していることば「放射能を吸ってゆっくり死ぬか、その場で窒息するかの違いだよ」98P があります。

このルポはかなりずさんな原発の労働の実態を示しています。もう 30 年もまえのルポですから、かなり管理が進んでいる可能性はあるのですが、そもそも JOC の事故や、被曝はむしろ進んでいるということを押さえると、危険性がなくなっているとはとても思えません。

そもそも、危険性がありつづける労働がなぜあるのか、そもそも危険性がありつづけるのに、どうして原発などあるのかということが問題なのだと思います。

もうひとつ、どうしてそこで働くのかという問題があります。

それは地域が疲弊しそこで働くしか仕事がないという状況や、明日のことなど考えないで生きていく寄場の労働者が追い込まれていった状況がそこにあるのです。

この著にはそういう労働者の陥っていること、その生きがたさを押さえています。

読んでいて、原発で働く労働者が、危険性を誰よりも感じつつも、そこで働かざるを得ないというところに落ち込んでいった事がつかまりました。

この本でも書かれているように、寄場労働者への差別は自己責任というところで語られるのですが、そもそもそんな言葉を使うひとたちが同じ立場におかれていたらどうなるのでしょうか？

原発推進派で、安全だとか、被害はほとんどないとかいうことばを繰り返した、繰り返

すひとたちは、実際に原発で現場労働をやってみたらどうでしょうか？それが本当の自己責任ということです。

さて、この本を読んでいて、気持ちがこの上なく落ち込んでいっていたのですが、それはわたしもドヤというところで5年くらし、使い捨ての土木・建築現場ではたらいでいっていた経験があるからです。ですから、そこで、明日のことなど考えない、考えられないで生きているひとたちと一緒に「将来のない」労働をしていたからです。そこで体調とか、危険とかかなり無視した労働の現場を体験していました。そこでも使い捨ての構造がありました。でも、原発の労働との違いは「それは、原発が吐き出す「棄民」は、放射能をたっぷり浴びた「被ばく者」となっていることだ」317P。そもそもそんな場所があること自体がおかしいという現場なのです。そもそもそんな労働を生み出す、原発はなくさなきゃいけない、というところに、主観的な主張をしないけれど、この本は導いてくれるのではないかと思います。

(追記)この本は現代書館から出た後に講談社文庫からも出ていました。今回の原発震災の後で、現代書館から再版されていたのを読んだのですが、講談社文庫でもタイトルを『原発労働記』に変えて再版されました。この本の改訂版のあとがきの中でも書いていた「ジブシー」と言う題名の差別性を考えたようです。

たわしの読書メモ・・ブログ 169

・広瀬隆『二酸化炭素温暖化説の崩壊』集英社(集英社新書)2010

以前読んだ著者の本で紹介されていた本。疑問に思ったので、あたりました。

著者は反原発をライフワークとしてきたひとです。そこで化石燃料を使う火力発電などが生み出す二酸化炭素が地球温暖化をもたらすというところで、過去の原発事故の続発の中でも、原発推進派が盛り返してきたことを押さえ、その説自体がおかしいと批判しているのです。

「二酸化炭素地球温暖化説」というのは、科学的にあやまりであるという著者の意見になるようです。二酸化炭素温暖化説ということを出しているひとがデータの偽造までもしているということを書いています。

さて、それなりに説得力はあるのですが、いくつかの疑問を持ちました。

地球温暖化と寒冷化は周期的に起きていることなので、二酸化炭素は関係ないという話を書いています。確かに、そういう可能性もあるのですが、図に示されているサイクルが崩れるという可能性はないということは証明されてはいません。二酸化炭素が増えているというデータはあるし、森林伐採の拡大での影響で、サイクルがどうなっていくのかということもわたしは考えたりしています。そもそも著者はヒートアイランドということが起きているということは認めているのですから、これまでのパターンではない温暖化は認めているのです。

さて、二酸化炭素の増大は地球の宇宙の大きなサイクルの中では微々たるものだから、

二酸化炭素温暖化説は誤りだというような著者の主張は正しいのかどうかは分かりません。ただ、そもそも水俣病の水銀を垂れ流したのも、放射能に汚染された水を海洋投棄することなどもそのようなところで、「微々たること」と言えるのでしょうか？ そもそも、筆者は原発で出している熱を海へ廃熱していることを批判しているのですから、温暖化説批判とも矛盾するし、「微々たること」ということが何を生み出していくのかをよく知っているひとではないかと思うのです。

実際、著者は「いかなる説であっても数十年、数百年の時間が証明するまで分からないのだから、「・・・の可能性はある」と言うにとどめ、断定的な予想は控えるべきだ。」129Pと書いています。それなのに、この本を読んでいると著者が二酸化炭素温暖化説は誤りだという主張をしているようにしか読み取れないのです。わたしの読み方がおかしいのでしょうか？

科学知ということには絶対ということはありません。科学知は仮説に過ぎないというところで、総体的にとらえ返した、弁証法的なとらえ返しが必要なのだと思います。二酸化炭素の地球温暖化説はもう少しいろんな研究が出される中で、吟味されていくことなのだと思います。ただ、もうひとつ、単に温暖化だけでない、二酸化炭素の他の影響も考えていく必要があると思います。

さて、著者がどうして二酸化炭素温暖化説をどうしてこんなに批判するのかと考えていました。

エコロジストたちの言説がエキセントリックなところに走り、ときにはエコファシズムといわれるようなところに陥って行くことへのエコロジー的なことを担ってきた立場からきちんと議論をしていこうよ、という提起なのだと思います。ですが、著者自身もときには、「二酸化炭素は植物を育てるのにいいのだ」というような、エキセントリックな発言を出しています(それは森林が急速に増えていく中で言えるかも知れませんが、急激に伐採されている現状があります)。これって、「放射能は体にいい」とかいう暴言を想起させることではないかと思います。わたし自身もときには感情的な発言にはしっぺが返っている、そのようなところが他者からどう受け止められるのかを、とらえ返していました。論学ということには客観主義的な学などないというところはあるのですが、どう思っていることを伝えていくのか、どう相手に届くのかという検証は必要だと、改めて考えていた次第です。

もうひとつは、現実的なエネルギー問題として、著者がいろいろなガスなどを使った燃料電池(エネファーム)を考えていることがあるようです。

電力の自由化というところも含めて、地産地消というところで、小規模エネルギーの創出ということを著者は考えて、省エネということも含めた、エネルギー効率の良いエネルギーということを考えているようです。

そのあたりの議論がもっと広く進んで、深化していけばと思いますし、著者の意見はその議論の中で注目されていくと思えます。ただ、もう少し、太陽光なり太陽熱エネルギーの可能性がもう少しとりいれられればとわたしは主観的に思ったりしています。

・高木仁三郎『巨大事故の時代』弘文堂 1989

高木さんの代表作のひとつ。

日常性の中でノーマル・アクシデントとして起きる事故。

とりかえしのきかない事故の起きる可能性のある技術は放棄すべき。

いろんな科学技術についてコメントし、事故の起きる構造を明らかにしています。

「事故は日常そのもののなかに潜んでいるのであって、それ自体はほとんど防止しようのないことではないだろうか。」「巨大科学に限らず、それが人間の手になる以上すべての技術システムの宿命であろう」 55P

3章で現代事故の十の特徴を書いています。要点をついています。

(1)事故はまぎれもなく現代的な事故である。(2)事故は同時にすぐれて古典的である。

(3)事故には複合的な因子—とくに機械と人の両面のミスが関与する。

(4)事故は予告されていた。(5)事故は解明し尽くされない。

(6)運転者は事故に十分備えていない。(7)住民は事故にまったく備えがない。

(8)事故の巨大さは軍事技術に根をもつ。(9)被害が目に見えない。

(10)事故の完全な後始末はできない。

将棋倒し理論

「将棋倒しを橋渡ししていつているのは、人間そのもの」 123P

「チェルノブイリの後、わたしはひとつの結論を確信した。チェルノブイリ事故は、わが国が何十年にもわたり、経済の運営に誤りを犯してきたことが災いしたのだ、ということ」 引用文 124P

ソ連の作家であり医師であるシチェルバックのチェリノブイリ事故を巡る提言

「死の町プリピャチとチェルノブイリは、私たちに向かって叫んでいる『目覚めよ、耳を傾けよ、手遅れにならないうちに』と。(中略)私たちに沈黙する権利はない。黙ってはいけないのだ。真実を語り巨大技術の悪魔的暴力の構造によって生み出される危険について警告を発していかななくてはならないのだ」 158P

「確率論は、いっぺんの事実のまえにたちどころに吹き飛んでしまう」 160P

「スペースシャトルの事故率は十万回(の打ち上げ)に一回、と言われてきた。しかし、二十五回目の打ち上げで爆発が起こっては誰もそんな確率を信じなくなった」「原子炉のメルトダウンといった大事故が起こる可能性は、ヤンキースタジアムに隕石が落ちるようなもの」と言われてきた 161P、しかし、実際は「現状の原発基数だと、世界中で十年に一回の炉心損傷事故となるからである。」 163P という現状

事故のパターン

「重畳型、共倒れ型、将棋倒し型」 168P

ペロウの「ノーマル・アクシデント」という概念「ノーマル(通常、正常)アクシデント(事故)とは、そもそも矛盾した表現である。アクシデントとは、そもそも異常(反ノーマル)な事態のはずだから。しかし、まさにノーマル・アクシデントという捉え方こそ

が必要だと彼は力説する。おなじことだがシステム・アクシデントという言葉も使われている」 177P

「むしろ現代システムの先端性、その大きさ、強さ、速さ、効率そういった特徴こそが、巨大事故を起こしやすくしているのだ」 178P

高い相互性と緊密さというところでの事故が起きる可能性が大きくなる 178-184P

エラーはヒューマンエラーである 198P

ペロウの「技術選択の指標」 212P という図・・・原発は放棄すること

技術的なことは試行錯誤しながら進んでいくこと「そして、そのためには、破滅的事故の起こる可能性のある技術は、放棄することが、どうしても必要な前提である。そのような技術では試行錯誤が許されないからである。」 216P

「原発の事故も、大型原発や再処理工場が完全に暴走したり爆発したりした場合、チェルノブイリ事故の何百倍もの影響を与えるだろう。それは、人類破滅とまではいかないにせよ、何世代にもわたって、他のことによっても償いきれないような損失を人類に与えるだろう。そして何よりも核戦争や原発事故後の放射能の恐怖と生活上の困難に長い間さらされ続けることで、人類は心身ともに大きな変化を強いられるだろう。」 216P

福島原発事故の後、ストレステストなることを実施しようとしています。システムや機械のストレステストなど考える前に、ひとのストレスを考えたら、ストレステストなどしないで、ストレステストなど必要なシステムは放棄されることではないでしょうか。

「確率論は、とんなに改善されたものであれ、そこに全面的に人類の運命を委ねきってよいようなものではない。とりわけ人間という因子が絡む以上、確率論絶対視は無意味である。」 217P

「人類全体の技術の選択の問題として、この最大限事故（被害）の想定はどうしても必要である。」 217P

他のことでも同じ、特に遺伝子組み替えでも「地上の生物の遺伝的条件をすっかり変えてしまつて、元に戻れないような遺伝物質の浸透が起こりうるとしたら、それは私の条件では放棄の対象となる。」 218P

具体的五つの提言①破滅的影響(やりなおしのきかない損傷)をもたらす可能性が少しでも残る技術は放棄する②事故の徹底的解明とデータ公開③事故学のすすめ④独立の批判能力の養成⑤事故対策の徹底 219P

「もうそろそろ、技術的改良の中に安心を見出そうとする考えを、この社会は卒業してもいいのではないか。もっと根っこのところの文明の選択を問題を考えるべきだろう。あすにもあるかもしれない巨大事故の可能性は、そのことを訴えていると思う。」 231P

警告は活かされず、チェルノブイリ級の事故は日本では起きないという過信、そもそも事故がなぜ起きるのかの、この本で示されている高木さんの提言が無視される中で、福島原発事故は起きてしまった。

・ 広重徹『近代科学再考』朝日新聞社（朝日選書）1979

この本は日本における近代科学の草分け的著、古典となっている本のようにです。

この著の末尾の解説的な山田慶児「広重徹の仕事」の中に「日本における近代科学史の確立者」という文があります。

以下、項目に沿ったメモを残し、最後にわたしのコメント的メモを残します。

（引用した文の中でのわたしのコメントを斜文字で（他の読書メモも同じ）、は本文中のタイトルにわたしがつけたもの）

科学における近代と現代

デカルトとニュートンの違い 21P

デカルトは総体的に展開、ニュートンは力学と工学に特化・専門化

しかし、デカルトの要素論はニュートンを規定 22P

分子生物学・遺伝学も要素論 24P

科学の「合理化」（ウェーバーの用語）は要素論をもって可能だった 26P

神の手を離れたフランス啓蒙主義 27-29P

（デカルトもニュートンも神を必要とした 16-17P）

自然は内なる力によって変化する 30P

航海の必要から生まれた流体力学と天体力学 30P

英語の science が作られたのは 1840 年 33P

科学の制度化は産業革命以降 35P

単位の確立が科学の展開に及ぼした意味 40P

人間に込められていた熟練を機械に移していく 40P

科学的概念と専門用語の体系化の確立・・・科学の制度化 42P

価値観からの独立??・・・むしろ体制との相互作用、虚構の独立

要素論の限界 科学は部分的認識 51P 野生の科学

?? ??・・・パラダイム転換、実体主義批判がない

問い直される科学の意味—体制化された科学とその変革

科学の技術化と大規模化と競争 54P

科学の体制化・・・「(科学の)体制化とは、科学が現存の社会秩序を維持するための不可欠の要素となり、その結果として、この社会秩序のなかに科学の維持発展のための制度装置がそなえられ、この社会秩序を離れてはもはや存在しえないものとなったことを指している。」 58P

「近代科学の成立する十六～十七世紀のそれは、思想的・イデオロギー的なものであって、こんにちの体制化とは全く異なる。それは芽生えつつある市民社会の思想を表現し、逆にまた近代思想の形成をリードするものだったのである。」 58P

「産業革命の結果、科学は生産活動に不可欠の要素へと変貌する。」 59P

戦時体制が科学の体制化を強化し、平時を規制する 63P

「科学の前線配置は、科学の内的必然性といったもので決まるのではなく、社会的に規定されるものである」 66P

軍事研究の支配性 67P

商品として売られる中で、何のため、何をめざしての研究かが欠落していく 75P

民主主義・・・「科学が完全に体制化され、研究が商品と化して、研究者ないしその集団が不断の競争にさらされているところでは、民主主義は単なる手続きに墮し、“民主的”組織はその競争の中で身の安全と利益をはかる利益集団に転化することが避けられないからである。」 76P 研究成果を巡る闘いで講座制が利益集団化した研究グループ化に移行する

民主化は形式だけではだめ、体制の認識から根底的批判の必要 79P

根底的価値観の転換 80P

科学技術の第三世界への援助が持つ意味 81P(科学の中立幻想の崩壊)

「科学による自然の客体化は人間にまで及ばずにはおかないということだった。」 83P

「科学に絶対的善をみる価値観は転換されねばならない。」 84P

「学生運動は、改革とか民主化はすべてまやかしにすぎないとして、体制の一環としての大学の全面的否定を叫んでいる。」・・・著者はそのことと科学の体制化批判が共鳴していることとして感じていたのではないか。著者は全共闘運動のひとつの大きなうねりがあった日大の教員として何を感じていたのでしょうか、著者は75年に癌で死んでいます。

十九世紀の科学思想

「現象を量化して、数学解析によって扱うこと、これがすべての自然科学が目標とすべき王道である、と人々は考えたのであった。」 90P

「現象の実体を想定する」 91P・・・「十九世紀の科学は、単純化していえば、原子とエーテルという仮想の実体を主役として進行するドラマであった」 92P・・・近代科学の成立 生氣論への機械論からの批判はマニフェスト 101P

「生物現象の研究は決定論に立ってなされること」 102P として進んでいった

機械論の根本は要素論 102P

個人主義と要素論は結びついている 104P

エーテルに関する論攷「エーテル一元論はいずれにしても、一つの物質観であって・・・」 123P???・・・エーテル批判の中には実体主義批判がはらまれていたのでは

「自然科学の基本的な諸原理と探求の方法はすでに確立されたと信じられた。あとは、その上に立つ限りなき前進のみ、というオプティズムが人々をとらえていたのである。」 127P

この後、要素論的な把握の一定の評価(科学における機械論の有効性の見通しと原子論とエーテル論というところ(晴れない雲)の誤りという展開があります。 127P

このあたりは後で、展開されていますので別に展開を。

二十世紀の科学思想

「十九世紀の科学は、全自然を理解するための原理と方法をわがものとした、というオ

プティミズムにみちていた。・・・しかしこれは、人間の自然認識が相対的であり、部分的なものであるということに気がつかないために生まれたオプティミズムにすぎなかった。・・・それまで不動の者と信じられていた、物理学の基礎的な原理やカテゴリーが根本的に変更されねばならないことを、明らかにするにいたったのである。」 128P

決定論や因果律の否定から確率論的考えの導入 138P

量子力学の非決定性に人間の自由意志の根源を見いだした、と信じた人びとが現れたそれでも要素論的研究はすすむ 143P・・・一定の有効性と限界と錯誤

新しい世界観の創出の必要性 144P・・・廣松の事的世界観への転換

分業化された、マネジメントと局限化された専門化された研究への分離は、目的を忘れた頭脳労働に陥っていく 146P

要素論・素粒子論的探求はそこから全世界を構成しようとするとき形而上学に陥る恐れがある・・・146-7P

化学の物理学への併合と生化学的展開 152P

生化学の要素論的展開・・・部分の全体からの切り離し・・・物理学の手法の応用 158P

要素論的にわかるところだけきりとして一部分的に理解した(と錯誤した)にすぎない

著者の部分と全体という思考は少し違うのでないか、要素論を実体主義批判の問題からとらえかえす

科学における情報という概念の導入 160-1P

サイバネティクスやフィードバックという概念による要素論批判 162-7P

「物理学因果的にとらえるのではなく、確率的に把握する」 166

「統計力学は、また確率という概念が、我々の知識の不足をおぎなう補助手段にすぎないのではなく、新しい対象把握の方法をしめすものであることをも明らかにした。」 169P

純力学と統計力学の対比

非要素論的科学・・・「情報」は、サイバネティクスにおいて重要性をもつ概念であるが、しかし実体ではない。実体とは、種々の現象・変化の根底に恒常的に存在し、その現象を担っているもののことである。情報はそういう意味での実体とはいえない。それは、さまざまな実体にそのある状態として担われているものである。」 171P???・・・このあたりの実体はあるのか・・・廣松物象化論からの対話

生物的な情報処理ということの研究 172P

機械と生物の対比・・・生物の 174P

日本の大学の理学部—その科学社会史的側面

この論文が書かれていたのは丁度教育学園闘争が巻き起こっていたころで、産学協同路線批判がなされていきました。その思想に影響を与えたような論攷です。まさに産業の要請による理学部創設や再編ということが進んでいたということ。そして軍事産業との関係も如実にあったと押さえられます。

この本にはパラダイム転換論はできません。そのこともあって、要素論的なとらえかたを「部分の把握ということにおいては有効であった」、というようなとらえかたをしてい

ます。このあたりは実体主義批判として、科学哲学あたりで展開されているのではと思っています。ただ、当時の論攷としてはほんとに草分け的な論攷で、ここから日本の科学史研究が始まったともいえるような貴重な論攷ではないかと押さえています。とても、刺激的な著です。科学史の必読書といえるのではないかと考えています。

たわしの読書メモ・・ブログ 172

・玉野井芳郎『エコノミーとエコロジー』みすず書房 2002(1978)

さて、わたしがなぜエコロジーの学習を切り捨てていたのかを自己批判的に考えています。

まず、エコロジーということは、エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』にみられるがごとき悲惨な状況から、労働者階級の再生産を困難にする事を規制する労働法を作ったように、生きる環境が破壊されたら、利潤の追求も経済も革命もそもそもなんにもならないというのは自明であり、それなりに自制が働くであろうという思いがあったこと、もちろん働かないで人類が破滅する可能性はなきにしもあらずとはとらえていたのですが。

そもそもわたしのなかにもマルクス派の発達史観や科学信仰的なことがあったのかもしれませんが。それなりに制御が効くのだと。

今日の福島原発事故のなかで、未だに、原発を維持しようという産業界や労働組合（*）のとらわれを見ると、そういう幻想は見事に崩壊しました。

自明な論理という論理性自体が資本の論理自体に負けるものだというをとらえ返しはじめています。取りかえしのつかない自明のことになるまで、後追的にしか問題にし得ていないのです。

そもそも資本の論理自体の破滅性・破壊性をとらえ返し、「通信」前号に書いた反差別ということからのとらえ返しによる、反差別の三角形の運動としてエコロジーの問題から切り込んでいく視点が必要なのだと思い始めているのです。

赤と緑の統合という言い方がされていました。これは社会と自然の二分法的なとらわれからきていることで、そもそも赤の中に緑的なことが織り込まれず分離していること自体の問題があるのです。わたし自身そのような傾向がありました。そのようなところの止揚という意味で前号の反差別論からの捉え返しを試みました。

この本のエコノミーとエコロジーというところで論の展開は、わたしのエコロジー学習の基礎的な作業となることだととらえ返しています。

日本におけるエコロジーの草分け的な本、そしてほりさげて展開しようとした貴重な本です。

以下、ちゃんとしたメモにしあげることですが、一連のエコロジー学習に一定のメドがついたところで、再読を期し、読み込み不可能なメモのままとりあえず、出しておきます。

序

公害 環境 資源 エネルギー という社会問題(「犯罪」 差別) i

弁証法

経済 世を治め民を救う iv

経済・・・家政→市民経済

広義の経済学としてエコロジーを含ませる vii

I

1 社会科学における生命の社会

社会からの科学技術の規制・・・変わるべきは社会の側 P3

近代科学技術—デカルト的世界観への疑問 P6

工業の理想は人間的要素も含めて生きている要素を排除し生産過程を機械の上に乗せる

P7

スミス—リカード—マルクスという流れ P8-10

ただし、マルクスは「物象化された相」ということは押さえている(使用価値というこ
とを押さえている・・・ただしエコロジー的に十分展開しえていない)

農業—工業の関係 P14-15

市場経済—工業の諸概念を農業に当てはめる

農業と分離された工業を土台として確立

間の論理 P16

共同体間の交易

<外部的形式>の論理

<外部的形式>の<内部化>・・・グローバルゼーションと同じ論理

内部化の契機は土地の私有化と労働力の商品化

人間の生命活動を代表する労働力と自然を代表する土地とがともに商品というフィクシ
ョンにとってはじめて近代の市場社会が確立するという「本源的蓄積」の歴史的意義をア
ダム・スミスは知らなかった P17・・・代表するということの問題も

「交換の動機のなかに人間の本源的要求を含める」という文化人類学的研究の歪曲・物
象化 P17-8

エントロピー・・・秩序の解体 からのがれる系・・・生命系 P30

市場と工業のポジの経済社会—生命系から遠ざかる P31

ホメオスタシス・・・開放系の自己維持調整機構 P31

一種の生物共同体としての生態系=エコシステム—P33

外的条件・・・手の延長という非生命系としての機械の導入によって変化される

エントロピー化

労働力商品というフィクション P35

天動説の宣揚 P36

???弁証法的高次化 天動説は人間中心主義

2 エコロジーを求めて

開放定常系の生命システム

エコロジーのはじまり P41 ヘッケル 工業化社会は人間の生涯にたとえば2日

物質代謝 P42

マルクスがエコロジーを展開しなかった理由 P42

- ① 資本主義の特殊歴史性を明らかにするという接近法で商品経済機構の分析が主
- ② 母なる大地という自然の手に無事変換するものとみなされていた
- ③ 歴史的規定性

生態系とは植物 (=生産者)、動物 (=消費者)、微生物 (=分解者) が、土壌、水、大気などよりなる自然的環境とのあいだにくり広げる相互作用から構成されるひとつの自律系 P44

生物体は負のエントロピーの吸収によって、正の量のエントロピーの増加を相殺 P44

情報が本質的な役割をはたすホメオスタシス P45

資本主義は農業を基礎とする工業ではない、農業の破壊 P45

共同体のつきるところ外部の内部化、内部の生態系を土台とする商品交換どころか破壊

自然の生産順序は逆転・・・外国貿易→製造業→農業 P46

市場経済が「自動調整システム」として自立するには、労働、土地、貨幣の疑似商品化・・・それをなしたのは 18C P46

第一産業→第二次産業→第三次産業という移動の原動力は資本主義の工業化にある P47

生産力の増大をめざしてきた技術的進歩はたしかにエネルギーとエントロピーと切り離れたところになりたつた P48

エントロピーに本質的な役割をあたえなかった生産至上主義のテクノロジー P48

社会のなかに市場経済をふたたび埋めるという錯誤 P48

人間の工業的世界が生態系から独立し生態の自立系として不整合な一環を形成している

P56・・・工業の否定???

地域主義・・・コミュニティの形成 P57-61

3 エコノミーとエコロジー

マルクスの「物質代謝」概念・・・人間の自己生産が実は人間と自然との物質代謝を基礎として行われる P64

生命体のエントロピーの代謝 P67

経済—エコノミーという概念に非市場経済を含めるか否か・・・広義の経済として含める

P69

マルクスの生産力の概念の生み直し P70

狭義の経済学と広義の経済学 P75

農業と工業の差異 P76

農業生産の規定(性)が捨象されている

マルクスは労働手段のなかに土地を含めている。しかし、農業生産においては、土地はけっして人間の活動の道具としてのみ機能するものではない、有機的生産と機械的生産の本質的差異 P78

「生きた自然」こそ、ここでは直接の生産者なのであり、人間の活動はせいぜい二次的地位を占めるにすぎない P78

農業生産は生命あるもののコスモスであって、そのなかに人間の質的生産もはいる P80

工業=機械的生産は生命のない設備のメカニズムにすぎず、人間の消費=生活過程は生産工程の外部に存在する。ところが農業=有機的生産は一種の生命共同体を形成しており、そこには人間の消費=生活が質料的にもそのなかに関与しているひとつのコスモスがくりひろげられる。P80

<生命共同体>P81

リカードウの自然は「生きた自然」ではない P83

スミス・土地=土壤圏を中心とする生きたエコ・システムの<コスモス>

「有機的生産」の問題(エントロピーの概念)

地力の維持の機構を織り込んだ工業と区別される農業の問題 P87

資本投下は人の生きるシステムとは逆になっている P88

農業は資本主義的生産様式のなかでは処理困難な存在 P91

有機的生産の基礎の上では農業と資本主義市場の合理性は両立不可能 P91

4 アダム・スミス体系における農村と市場

スミスの価値と富の混同はむしろ世界観的に意味がある P97

産業革命前夜の産業革命を見越した理論 P101

5 ドイツ経済学の伝統

ヨーロッパ経済理論に三つの見地 P128

アダム・スミスに始まる万民主義 世界主義 リストを源とする地域主義・大陸主義
政治地理—植物地理—自然地理 P135

植生地理学

地表土・数千年の歴史の積み重ね P136

地表土 50 cm～1 m

そもそもドイツは統一された国家ではなかった P137

農の時代の到来 P142

資本主義の物質代謝の錯乱 P143

逆転 外国貿易→製造業→農業の順序で経済の発展 P143P

ゲマインデ P148

共同体の位相 P148

ゲワと呼ばれる開放耕区 P150

ラントシュテンデ（領有諸身分） P151

（“統一” より “自由” を優先させる）「シャワーベンの」自由主義 P151

分権・地域主義

（下から上へ向かう）コロポラチオンの自由権

「自然に従う」国家制度

リストの三つの国家体制 P152

上から下へという支配的統治体制の国家 上位の統治権を欠いているコロポラチオンの独立体制、分権主義的な連邦国家 コロポラチオンの権利を承認し、その上に統治権をそなえた理想の国家体制・*国家論の欠落*

工業と手工業という分離 P155

共同体論から国家論批判のなかであたらしい共同性を希求していく必要

6 ドイツ歴史派経済学再訪

リストの<諸国民の発展段階> 未開状態—牧畜状態—農業状態—農工業状態—農工商業状態 P170

7 ヘルシャフトとゲノッセンシャフト

システムの定義 P194 ・ ・ 要素主義

情報のもつ意味 P195

支配の定義(マックスウェバー)P200

<正当性>の3つの分類 合理的 伝統的 カリスマ的 P202

ゲノッセンシャフトの定義 P206

点と線でない面

ヘルシャフト(支配)

共同体を中心の主題に設定する P213

O・ブルナーの提起する2つの問題 P213-4

人間の「共同生活の基本形態」 P215

8 共同体とその経済学

資本主義は中世社会とのかかわりでとらえられねばないが、逆に中世社会を資本主義的
なところにとらえてはならない P218

アリストテレス P235

設定価格と同じ論理

↓

倫理から

共同体の経済学の公準 P236

共同体の論理 ・ ・ フィリア—成員の間の互酬行動

経済の自立性 ・ ・ オイコス (「最小経済単位レベル」)

公正・自然

アリストテレスやダホメに近代社会の論理をあてはめられない

富・欲求の無限性(市場原理)の否定 P238

場所という概念 P240

包むものの内側の面 P241

貴族の世界—オイコス P245

家政学—経済学 P246

反差別の問題からとらえる ・ ・ 家長の支配

経営の合理性(ゲマイン)と家計の非合理性(ゲゼル)

9 国家と経済

ECと地域主義 P260

ヨーロッパにルーズな国家群から形成されている社会空間 P261

ヨーロッパ ・ ・ 中世との接続—地域主義

日本の中央集権化 P271-2・・・廃藩置県から租税の国家への集約・財政主権

ゲマインデ P283

ドルフ・ゲマインデ（単純な自然な） P283

行政の末端を末端としないで基幹単位となし、そしてそれをふまえてシステムとしての多層構造を築き上げている P287

10 宇野経済学の功績と限界

商品というものは人間にとって外的な形態 P292

共同体と共同体の<間の関係>が内部に浸透していく P292

労働力の商品化をもって資本が生産過程を把握する P293

労働力の商品化は論理的に定立されるのではなく、ひとつの歴史的過程として説かれるもの P298

宇野三段階の接近法・・・原理論—段階論—現状分析 P300・・・ここでも三段階論???

宇野の限界(玉野井)P305-7

宇野<狭義の経済学>→<広義の経済学>

人間と自然の物質代謝

デカルト的人間と自然の二分法批判

宇野経済学—商品<形態>が社会的<実体>をとらえる

実体概念の検証

II

1 解題と翻訳

解題

メンガー <生活維持>と<稀少性>P314

パラダイム転換・・・???

翻訳

ポランニー「メンガーにおける「経済的」の二つの意味」

メンガーはその主著『経済学原理』の復刻も翻訳も許さず、再構成を期して果たさず没しました。で、その息子が父の遺稿を整理し、第二版を出したのですが、その意味が押さえられないままになっているという話です。

ポランニーが出している論点は、稀少性ということと、経済を広義にとらえるということのようです。

互酬性、再配分、市場システム P327

経済ということの2つの意味 P334

経済ということの意味する稀少性は、人間の暮らし一般の現象をすべて説明するなど普遍化されうるものではない P336

広義の経済学—社会諸学に一貫して適用しうる人間経済の概念をつくり上げた P336

2 中国雑感

<経済>と<自然>ではなく、<自然>と<経済>

自然のなかに経済が<埋め込まれている>P344

五保 P345

工業の持つ意味

3 学問を愛する者への期待—退官にあたって—

大学退官に際して残した文です。

この書はエコロジーというだけでなく、というより、エコロジーという概念の中に含まれていることなのかもと考えているのですが、小さな共同体、下から上へ、地産地消、などというところでコミュニティ論などところにつながる論攷です。もう一度読み直したいと思っています。

*労働運動に反原発という立場性で、労働ということをめぐる差別の問題からつなげて切り込んでいくことも必要なのだと思っています。連合が反原発というところに舵を切れないのなら、反原発の市民運動の地平と連帯して、「連合」の解体ということに踏み込んで行く、労働運動の再生が必要なのではないのでしょうか？

たわしの読書メモ・・ブログ 173

・『季刊福祉労働 130 特集 今、地域で共に学び・生きる運動は』現代書館 2011

この雑誌は発売された3月には買っていました。「地域で共に学び・生きる運動」—共生・共育ということで突き出された運動の32年の活動の総括のような特集なのです。が、早速読んだひとの「総括がなされていない」と言う感想が出ていて、ちょうど原発震災直後の反原発関係の本を読み進めていた直後、読めないままでいました。

32年の歴史をとらえ返している／そうとしている

この雑誌の特集は、32年前の養護学校義務化を前後して始まった、「障害者」を普通学校・学級へという運動をしていたいろんな取り組みの報告としてきわめて貴重な資料です。

「国際障害者年」と「国際障害者の10年」以降、日本の「障害者運動」は欧米の運動の影響を受けて進んできたかのようにとらえるひが多いのですが、この特集での各地の共生・共育のとりくみの報告を読んでいると、わたしはむしろ、今日世界的に突き出されているインクルーシヴ教育以前に、共生・共育というラジカルな運動が日本においてあったと声を大にして言える内容ではないかと思うのです。

たとえば、この特集の「ノーマライゼーションの母国（引用者・・訪問先のスウェーデンのこと）で多くのヒントをもらったが、知的障害者は普通学級にいく、十分な支援がなくともみんなと一緒に学ばせたいという親はいないと聞き、びっくりしたものだ。1980年代には、欧米の自立生活運動のリーダーたちがあいついで日本を訪れ埼玉でも集会をもったが、日本の私たちが「地域で共に」というと、必ず「共にではなくまず当事者の自己

決定」という反論が返ってきた。・中略・欧米のリーダーたちや彼らに学びつつ日本で芽生えていた自立生活運動と出会うことによって、自分たちが「共に」と言っている構造は、どうやらそれと別の論理をはらんでいるらしいと、カルチャーショック（引用者・註1）を受けたものだ。」54P というような文が出てきます。「0点でも高校へ」というような活動は、インクルージョンの先進性がある欧米では信じられないようなラジカルな主張なのだと思います。

インクルージョンと共生・共育の違い

さて、日本の共生・共育ということとインクルージョンは同じなのか、違うならば何が違うのかという問題について、この特集を読みながら考えたわたしの意見を記しておきたいと思います。

共生・共育ということでもいろんな主張が出ていますが、とにかく分けるということに反対すると言う意味では、インテグレーションと同じような意味で、単にインテグレートするだけでは、みそっかすになるし（註2）、いじめの対象にもなりかねない、きちんと援助をつけたインクルージョンが必要なのだということになります。

ですが、この特集の冒頭の座談会の中で「人間は社会の中で生きているんだから、人間関係のないところで何か覚えても役に立たない。」「学校というのは、子ども同士や教員とのやりとりの中で何かを学んだり、創っていく場なのだから、一対一というのは、療育センターとか、心理室の発想です」29P というところを押さえ、先の註ということのカルチャー的などころから捉え返しをしていくと、子どもたちは子どもたちの集団の中での育ち合いの中で育つ、というところでの共生・共育なのです。

わたしは日本語で紹介される範囲でしか、しかもそれも十分に読めて居ず、欧米の状況をきちんと押さえていないのですが、押さえられる範囲でコメントしてみます。日本的な一東洋的な（註3）共生・共育と欧米的なインクルージョンの思想との違いは、分けられない一育ち合いということがまず必要なのか、能力を伸ばすなり生きる力を身につけることが大切なのか、というウェートの置き方の違いということになっているのではないかと思います（そもそも二分法自体がおかしいとも言えます）。で、カルチャーショックのカルチャーの話です。そこには日本一東洋的な世界観と欧米的な世界観の違い一文化の違いがとらえられます（註4）。欧米のインクルージョンは、欧米的な個人主義的などころでの能力概念での、能力主義的に陥り、自己決定の尊重というところから、「知的障害者」に関しては原則統合・実質分離というべき状況になっているのではととらえられます。これはそもそもインクルージョンの思想の出発になったサラマンカ宣言の、「特別なニーズをもった子どもたち」というとらえ方自体が、ニーズを子どもたちが個人がもっているとしたところで、個人主義的な生きる能力を伸ばすというところへのとらわれがあった／あるのだと言い得ます。

さて、日本の「障害者運動」の中で語られてきたことの中には、すごくラジカルな提起がありました。この特集の中でその一端が示されています。それは、論理的なところを押さえられないままに、消えていったことがあったのです。その中のひとつに能力主義批判や「能力を個人がもつものと考えない」ということがあります（註5）。「特別なニーズをもった子どもたち」というとらえ方自体への批判がここから出てきます。「特別」という

とらえ方自体がおかしい。」「ニーズをもっているのではなく、もっているとされる、もたされているのだ」というとらえ方からする批判です。

で、これは結局何かというと、日本での議論がナラティブな語りというところで、論理化されないままに語られ、得てすると、単に一緒にいるだけでもいいんだ、みたいな語りになり、そこで批判を受けていくし、能力主義批判がえてすると「できるようになる」ということ自体も能力主義批判として語ってしまうような傾向さえ生み出してきたのですが、能力主義批判は「できるようになること自体を批判するものではない」と押さえた上で、「能力を個人がもつものとして考える」ことへの批判として、得てして「個人の能力をのばす」というところに偏重したところに陥っていくインクルージョンを批判し、「障害児」と呼ばれる子どもたちの生きる関係そのものを育てる・育て合う、共生・共育という新しい概念のインクルージョンが必要なのだと思います。それは単に「障害児」と呼ばれる子どもたちだけでなく、すべての子どもにニーズがあり、そのニーズに応える教育、育ち合う関係作りの問題なのです。それは公教育・学校だけではない、コミュニティ形成論にまで及ぶことなのだと思います。

そもそも教育の意味は何かということの論争がそこにはあります（註6）。

日本の公教育の方針も単なる競争原理だけですすんできたのではなく、一時「ゆとり教育」ということが出てきました。これは、この特集の中でも出てくる、三浦朱門さんが中央審議会の委員をやっていたときに「知らしむべからず、依らしむべし」という支配の論理からする差別選別教育の中での、「エリート以外には高等教育は必要はない」というような論理での「ゆとり教育」でしかなかったのですが、今一度、競争原理に投げ込む、全体的な「能力の向上を」ということの中で、今日の新しい特別支援教育ということが出てきています。「労働能力があると認められる者」への特別支援と、「労働能力のないとされる者」への生きる能力を少しでも身につけるための特別な支援という「障害児」をさらに分離する特別支援なのです。一方で欧米でのインクルージョンの現実、専門的教育をということで、「自己決定の尊重」という名の下での実質分離も維持されています。ですから、インクルージョンの理念の生み直しが必要なので、特別支援とインクルージョンは違うということの中身の検証が必要なのです。そのことは今日の障害モデルの検証の作業の中で明らかになっていくことではないかと思うのです。

総括的なこと

さて、「総括がない」と言うようなことに関しては、実はこの特集で全障連の楠さんが総括的なことを書いています。①理論武装の甘さ②運動と組織づくりの遅れ③全国各地におけるネットワークづくりの遅れ、という三点の提起です。そもそも運動や組織づくり、ネットワークづくりというとき、障害問題とはなにか、障害差別はどのようなところから来ているのか、そしてなぜ分離教育が進んでいるのか、インクルージョンの考え方がそれなりに浸透している欧米でも自己決定の尊重というところから、「重度の障害者」が実質分離の状態になぜ陥らされているのか、というとらえ返しが必要です。このあたり、教育ということで絞って言えば、サラマンカ宣言の「特別なニーズをもった子どもたち」というところからインクルージヴ教育が出ているということの意味をどうとらえるのかということでのとらえ返しの問題です。さて、今日障害問題では、障害規定をなす中で、問題の所在

がどこにあるのかという分析をしようとしてきたことがありました。で、障害の医学モデルから「社会モデル」への(パラダイム)転換ということが多くの、とりわけ「障害者運動」を担うひとたちから支持されてきていたのですが、その論理的な煮詰め切れなさの中で、批判も出るなかで、いまひとつ煮詰められないままに、そもそも「社会モデル」とはなにかということが押さえられないまま混乱を来しています。たとえば、「社会モデル」を支持するひとたちが、サラマンカ宣言の「特別なニーズをもったこどもたち」という論理を批判していないのです。これはどうとらえても、まだ個人モデル・医学モデルへとらわれているところから出ているのです。それだから、個人の能力を伸ばすというところに収束して、関係自体を変えていくところに踏み込めません。だから、自己決定の名の下に、手厚い専門的教育というところで、実質分離に陥らされる構造があります。

そもそも「社会モデル」(の意義)ということが、ICFや「権利条約」の議論の中できちんと押さえられず、曲解した「社会モデル」が広まっていっています。どうみても、「環境」という概念を織り込んだ医学モデルでしかないのです。権利条約のキーワード「合理的配慮」という文言も個人モデルでのとらえ方から出ていることでしかありません。わたしは、「社会モデル」をとりあげるひとは自分で「社会モデル」ということを言語化してみることが必要なのだと思っています。(註7)

さてもうひとつ、楠さんの総括の②③の内容として、個別の闘いというところから抜けだせなかったということがあるようです。

その総括という意味もあり、今日の法制化要求という動きとなり、とりわけ権利条約の批准を巡る法整備要求として出ています。わたしは、この闘いがインクルーシヴ教育の欧米の状況を押さえないで、インクルージョンの全面賛美というカタチで進んでいるとき、日本で原則統合をもとめていっても、「自己決定」－「充実した専門教育」の名の下に実質分離に転換させられるだけで終わるだけではないか、むしろこのことは「障害者」の間での分断をもたらすのではないかという警鐘を発せざるを得ません。

実はこの間、あるひとと「障害児教育」を巡り議論をしてきた中で、何が今現実に解決しえることなのか、根底的社会変革が必要なことなのか、区別して論じていこうよ、という提起をもらっていました(註8)。

そこで、この教育を巡る議論で、どこまでが、今のインクルージョンの概念で解決できることなのかを押さえて置きます。

わたしは欧米的な自己決定の尊重からするインクルージョンでは実質分離という状況は抜けだせないと押さえています。これを突破するのは、「障害の社会モデル」をもう少し深化させた関係モデルによる、関係そのものを変えていく共生・共育ということを織り込んだインクルージョンの生み直しの作業を通じてのみだと言い得ます。

さて、そこで段階論的な発想による、とりあえず欧米的なインクルージョンの思想を確立しようという考え方の問題です。そこには意識の漸進的展開なる発想があるのですが、わたしはそもそも意志だけを取り出してなんとかしようという運動の限界を押さえています(註9)。そこで問題になっているのは、そもそも能力に基づく差別の問題なのです。これはそもそも障害差別の基底としてあることで、これを許してしまったら、障害差別と対峙しえなくなります。「障害者運動」の中でいわれてきたことがあります。「障害者の住みや

すい町はみんなが住みやすい町だ」ということです。「障害者運動」はユニバーサルな生活をもつところで、共鳴を生み出し、広がりを持ち得る可能性をもってきたのです。それが一部のひとを排除した段階論的な運動を進めようとしたら、それは「障害者運動」の死をもたらすものでしかありません(註 10)

そして、もう一点押さえて置くならば、段階論的運動をしようとするひとたちには、そのような段階論的運動は差別の形態変化をもたらすだけだという、差別形態論が欠落しているのです。排除型の差別から、「がんばって障害を克服しよう」というような抑圧型の差別に変化するので、決してそれは差別がなくなるとか、軽減するということではないのです。この差別形態論については、拙著『反障害原論』を参照ください。

この特集を読みながら、日本の「障害者運動」のきちんと論理化されないままの試行錯誤の中での語りのラジカルさを改めて感じていました。

さきほど論点の基底にある障害モデルのことを書きましたが、日本の「障害者運動」の中で、「変わるべきはわたしたちではない、わたしたちを差別する社会の方だ」といわれていたことがありました。これは、まさに「社会モデル」そのものの考えなのですが、「社会モデル」という言葉が出てくるずっと前に日本の「障害者運動」の中ででていたことです。このきちんと論理化されないままでいたラジカルな主張とも対話し、論理化し深化していく、もちろん欧米発の理論との対話もしつつ、きちんと論理化していく作業と、そこから運動を起こしていくことが今必要なのだと思います。

註

1 カルチャーなり、カルチャーショックというとき、共生という思想を西洋近代の思想とは、別の流にある東洋思想からとらえ返す作業の必要性を感じています。とりあえず、廣松さんの二つの本をあげておきます。わたし自身、まだ、この作業もなしえていません。

廣松渉『<近代の超克>論』講談社 1989

廣松渉/吉田 宏哲『仏教と事的世界観』朝日出版社 1979

2 これは、インテグレートした「聴覚障害者」末森さんの政策研究集会でのことば。また、ろう者からは口話主義やインテグレートを同化という抑圧・差別としてとらえる観点が出されています。

3 註1参照

4 単純に分けられるのかどうか、二分法自体の問題もあるのですが、とりあえず。

5 これは中川明さんの「障害児を普通学校へ・全国連絡会」編の『一步、前にすすむために』1995ブックレットの中の文や、後に同じシリーズのブックレット『「原則統合」への道すじを探るⅢ 《憲法 26条にいう「能力に応じて」と「普通教育義務」とは?》の中で詳しく展開しているところを読んでいくと、このように読み取れます。ロールズの正義論がその論攷のベースにあるようです。ロールズはまだ読めていないのですが、西洋近代の個人主義的なことへの批判から出ているとも言えるとは思いますが、ケインズ福祉国家論のわたし自身の未学習も含めて、棚上げしていることです。もうひとつ、注目すべき論攷として、竹内章郎『いのちの平等論—現代の優生思想に抗して』岩波書店 2005、の中で竹内

さんが「能力に基づく差別」を差別としてとらえ、そこから問題にしていこうという提起があります。資本主義社会の基本原則—「能力による区別は差別ではない」ということが基底にある限り、「恩恵としての福祉」というところから抜け出せなくなります。そこにどうして対等な関係が作れるのかという問題があるのです。わたしは実体主義批判という哲学的論考のなかでの、能力の内自有化を批判しています。ここで細かく展開仕切れません。『反障害論原論』参照。

6 イリイチの「脱学校論」なども出ています。確かに現行の差別的教育体勢の中で、学校・公教育から（さらに関係性総体から）離脱することは選択肢のひとつとして捉える必要があるし、それを「義務」とかで押しつけることは抑圧・差別であるともいえるのですが、現行のとは別の抑圧的などころでない関係のあり方を模索していくことではないかとも言い得ます。

7 ちなみに、わたしの「社会モデル」の規定は「障害とは社会が「障害者」と規定する人たちに作った障壁（と抑圧）である」です。

8 そもそも憲法 26 条の「能力に応じてひとしく」の議論があるのですが、これは現実の労働能力により、所得が違ってくる現実からすると、これは能力主義的差別を擁護しているとしか捉えられません。能力主義ということを出発点とすると、能力主義による格差なしには存在し得ない資本主義社会は止揚せざるをえません。これは今号巻頭言参照。

9 これはマルクスらが宣揚した唯物史観の問題なのですが、唯物史観自体がさまざまな曲解にさらされています。折に触れて書いてきているのですが、整理した論攷の必要性を感じています。

10 わたしは啓蒙思想的な「意識の漸進的展開」が段階論的な方針が出てくる根拠にあるのではないかと考えています。啓蒙思想自体は何世紀も前に出てきて、とりわけ哲学的な論考の中ではもう葬り去られたことではないかと思っています。といっても、神の死が哲学の世界では宣言されても、むしろ、政治の世界では宗教的な衝突が表面に出てくる現実とパラレルに啓蒙思想や倫理主義が跋扈している状況もあります。段階論批判も、今号巻頭言参照してください。

たわしの読書メモ・・ブログ 174

・中川 明『「原則統合」への道すじを探るⅢ 《憲法 26 条にいう「能力に応じて」と「普通教育義務」とは?》』「障害児を普通学校へ・全国連絡会」制作編集(ブックレット・・なぜこの学校に行けないの?⑩)1999

出された直後に読んでいて、その後、ブログ 108 に載せた『いのちの平等論』を読んだ直後にもう一度読んでいます。今回再再読です。

よむたびに感想が変わっていています。中川さんの論攷の中に、「能力を個人がもつものと考えない」という内容を読み込んで、えらく共鳴していました。しかし、どうもロールズの正義論の再分配論からきていることで、確かに西洋の近代知の個人主義的なことを超えようということははらんでいるのですが、ケインズあたりの福祉政策論、すなわち資

本主義の補正論理にしかになっていないのではないかと考えています。

わたしは能力主義を、マルクス―廣松さんの流からする実体主義批判としての、能力の内自化批判というところで展開しようとしています。

西洋近代にも「共同体論」はあるのですが、個人主義のもとでの共同体論にしかになっていないので、能力を個人がもつものと考えないと言う主張は倫理主義的補正論理にしかならないのではと考えています。

さて、わたしが改めてこのブックレットを読んでいて思い至ったのは、憲法 26 条の「能力に応じて、ひとしく」というとらえかたの問題です。要するに「能力に応じて」と「ひとしく」のウェートの置き方の問題としての議論にしかになっていないのではないかと考えます。このブックレットの中の中川さんの「制度の根幹に触れないで、その次のレベルである憲法あるいは教育基本法。学校教育法と言う場面で議論をしてきたような状況があったと思います。」 22P という文があります。そこからすると、現実に能力ということで賃金格差があるということ、すなわち教育が資本主義社会では労働力の生産・再生産過程として位置づけられている、能力主義社会の中での法律だということにとらえれば（私有財産の継承ということがあるので、かならずしも能力主義にはなっていないのですが、中川さんも書いているように 11P そのために能力主義を宣揚するために「ひとしく」を入れたととらえることが妥当だとも言い得ます）、憲法自体の解釈は能力主義を唱っているとしかとらえられないのではないかと考えます。

最近ベーシックインカムの議論なりが出てきているのですが、資本主義社会の分析をきちんとやりきる中で、なにがこの社会の中で実現可能なのか、そして社会の根底的変革なしに不可能なのかということを押さえ、短期的方針と長期的方針を、しかも短期的に作ること自体が桎梏にならないような運動の展開が必要なのだと考えています。わたしは、資本主義社会の分析をきちんとした最初のひと、マルクス／エンゲルスの再評価が必要なのだと考えています。まだ、この社会の乗り越え不可能な思想として生きているのです。もちろん、マルクス／エンゲルスには反差別論が不備一欠落しているという批判のもとで、新しい生み直しの作業の中で、です。

お知らせ

◆ホームページは横書きのテキストファイルに近い形で作成しています。印字でうまく出ないとき、読み込めないときはメールで連絡ください。また縦 2 段組みで印刷したものもあります。こちらが欲しい方も連絡もらえれば、メール・郵送にてお送りします。

時代制約性について

前号「『反障害原論』への補説的断章（6）」の中で、マルクスは差別やエコロジーの問題を脱け落としているという批判を書きました。それに対して、時代制約性の問題として、「ないものねだり」という趣旨の批判をもらいました。確かに、ここで時代制約性なり歴史的规定性についてふれておくべきことで、わたし自身が脱け落としていました。で、当該箇所を以下のように赤字校正します。なお、音声読み上げソフトが色違いを読み取れるか、勉強不足でわからないので、赤字校正部分を[]でくくって置きます。

校正

「マルクスが抜け落としていたこと」の項全体を抜き出しての校正です。

マルクスが抜け落としていたこと

『共産党宣言』の第1章は「これまでのすべての社会の歴史は階級闘争の歴史である」という言葉から始まっています。

この書は政治的アジテーションの文で、どこまで理論的なことを押さえているか、押さえることが必要と思っていたか疑問ですが、それでも、マルクス／エンゲルスがそれぞれの書において厳密性を求めていたところにおいて、なぜ、このような書き方をしているのか疑問があります。【もちろん、その時代の時代制約性の問題があります。問題なのは、マルクスの理論は、マルクスで終わるのでなく、その理論を受け継いだものたちが、マルクスの時代の時代制約性を「弁証法的に」（*）突破でなかったことです。今日のマルクス派のほとんども「これまでのすべての社会の歴史は階級闘争の歴史である」というところから抜け出せていないのです。】

これは今日的にとらえかえせば二つの問題を抜け落としています。

一つは、階級闘争に集約できない問題があります。それは差別の問題です。フェミニズムが突き出した家父長制の問題があったし、人種・民族差別は直接には階級の問題ではありません。障害問題も階級という概念だけでは語れません。

むしろ階級という概念は差別ということに含み得ますが、差別は階級概念に包摂できません。

レーニンが民族差別を階級支配の手段としてとらえました【（レーニンの時代の時代制約性の問題もあります）】。ここを一つの起点にして、差別の階級支配の手段論・道具論ということが定着していきました。そして、「個別」反差別闘争を階級闘争、階級形成への手段とする新左翼も含めた左翼の利用主義的な関わりに繋がっていきました。

この手段論は、そもそも階級支配は生産手段の所有からの排除という差別の問題であり、労働力の価値という物象化された相での能力による差別ということをとらえそこなうことにもなります。ですから、階級支配も差別の問題であるとおさえたとすれば、差別は階級支配の手段であるという命題は、「階級支配は階級支配の手段である」という意味不明の命題を生み出すこととなります。

もうひとつは、産業革命以降とくに顕著になった「自然の制服」「自然への支配」「自然との闘い」という錯誤の歴史を抜け落としているということです【(マルクスの時代には「環境問題」はほとんど意識にのぼらないという、ここにも時代制約性があります)。】

これはダーウィン進化論の過大評価から、発達史観・進歩史観・発展史観にとらわれていたという言い方にもなります。ダーウィンの生物の分化・展開のとらえ返しを、「進化」ととらえたことの問題です。

もちろん晩年マルクスは単線的な発達史観ということへの批判というようなことも織り込んでいました。

けれど、主流のマルクス主義者は生産力の発達を革命の条件とし、それを第一義的に単純に取り入れていきました。そのことはロシアの新経済政策（ネップ）の導入にも現れていますし、現代中国が「社会主義」を標榜しながら、第三者的にみれば資本主義以外のなものでもない、経済体制を築き上げていったことにも現れています。文化人類学的研究は、生産力が低い社会でも、差別を押し込め込む関係を築いていたことを明らかにしています。

(ここで抜き出し校正終わり)

「時代制約性—歴史的規定性」自体をとらえ返す

で、一応押さえて置かねばならないとして、校正提起したのですが、そもそも時代制約性なり、歴史的規定性って何だろうと考え始めました。それに時代制約性だけの問題ではないようです。

サイードの西欧的なとらわれの中にいるという、マルクス批判が出ています。

サイードが『オリエンタリズム』でマルクスについてコメントしているところがあります(エドワード・W・サイード『オリエンタリズム 上』平凡社ライブラリー1993 351P~)。マルクスのイギリスのインド支配に関するコメントをとりあけでの批判です。マルクス「イギリスのインド支配」(『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』1853.6.25 付) 大月書店版『マルクス・エンゲルス全集9巻』P121-127(サイードの引用はP126-127)、マルクス「イギリスのインド支配の将来の結果」(『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』1853.8.8 付) 大月書店版『マルクス・エンゲルス全集9巻』P212-218(サイードの引用はP213・・・サイードはこれを前の論文からの引用としているけど、間違い?)からサイードが引用しています。もちろんマルクスもインド支配のひどさを書いてはいるのですが、一方で植民地支配を「西洋の社会の物質的基礎をアジアにすえる」として評価する、「帝国主義」的論理にとらわれています。よく、使われていることばで言えば「文明化」というとらわれです。もちろん、「帝国主義」という概念自体がマルクスにはなかったのですが、時代的規定性というだけでない、西洋人という立場での規定性の問題もそこにあります。しかし、差別される人たちの立場から見ていく観点をもつことが時代的にできなかったのでしょうか？労働者でなかったマルクスたちが労働者の立場から社会をとらえたのに、時代的制約を切り開く論を総体的に展開していったのに、です。何が問題になっているのでしょうか？わたしはむしろ、進歩史観なり発達史観というところにとらわれたマルクスを問題にしています。発達史観なり、進歩史観ということは、むしろダーウィンあたりと同調しながら出

てきたことで、その時代の時代精神にまではいたっていなかったのではないのでしょうか？むしろその時代に創られ始めていた思想ではないかと思っています。このあたりを主題にして論じるにはもう少し総体的な歴史的なとらえ返しが必要になるようです。

さて、前号当該論攷で主題にしているのは、マルクスの限界ということではありません。マルクスの歴史的限界を超えていく批判的継承の問題です。

レーニンの差別規定—「階級支配の手段論」への批判もありますが、レーニンの前衛党論自体からくる差別性の問題も考えています。むしろ、わたしは民族問題でレーニンと論争した、「大衆運動」に依拠しようとするローザ・ルクセンブルグの差別問題への言及のなさ、とりくみのなさの問題を考えています。今日、反差別論にとって、ローザの「継続的本源的蓄積論」は、従属理論から世界システム論、そして反<帝国>的グローバリゼーション論という流にとって、反差別ということから読み解いていく、大切な概念になっています。そのローザが国際連帯や階級闘争に集中する中で突破していくという論理にとらわれたのか、「個別」反差別闘争の解消的なことがあったのかどうか、とにかく差別問題に関する論攷をほとんど残していません。ローザほど、植民地ポーランド生まれのユダヤ人、女性、「障害者」と列記できる、いくつもの明確な被差別事項を抱えていたひとはいなかったのに、です。むしろいろんな被差別事項を抱えていたからこそ、ひとつひとつをとりあげなかったのでしょうか？

さて、もちろん、ひとつひとつの差別ということがとりあげられていかないという歴史的規定性はざーっとあったのですが、少なくとも1960年代に入って、教育学園闘争の敗北過程で、学生や労働者が差別問題に総体的にとりくんでいったのに、それでもきちんと差別問題が根付かず、未だにマルクス派のきちんとした反差別論が出てきていない現実をどうとらえればいいのでしょうか？

サイドが問題にしているのは立場性の問題です。わたしがたびたび援用する廣松さんは「問題を理解できるかどうかは、知識量よりも立場性の問題が大きい」と指摘しています。

この立場性という問題は、立場性から抜け出せないなら、差別性をなくしていくことはありえないのか、反差別の共闘はありえないのか、という深刻な問題に至ります。わたしは自らの被差別というところから、差別の構造というところをとらえ返す中で、他の「個別」差別事項も対象化する中で反差別の連帯・共闘はありえるのではないかと考えています。

さて、時代制約性ということを考えていくとき、その問題は本当にその時代に全く論じられていなかったのかという問題もあります。たとえば、「障害の社会モデル」や障害関係論的なことがかつては時代制約性として全くなかったのかというと、すでにいろんな形で出されていました。それを整理しひとつの規定としてきちんと突き出し得なかったのではないのでしょうか。もう一つ、今日「社会モデル」の理解や広がり果たせないのは、「障害の社会モデルはパラダイム転換的意味をもっている」というところまでは押さえられ、主張されていても、そのパラダイム転換の意味の理解が深められ、広まっていけないという状況があります。これは、こちらで議論されていることと、あちらで議論されていることが結びつかないということではないかと思えます。

「障害の社会モデル」の議論の中に、哲学的な掘り下げが波及していない、たとえばフェミニズムの議論の中に、ポスト構造主義の議論が波及する中で、新しい理論の創出と運動の方向性提示の可能性が出てきています。それらのことが、イギリス障害学の中で一部出ているとは言え、それが日本にはほとんど届いていません。認識論—哲学的なところとリンクさせ、そこから他の問題にもリンクさせていく必要があるのです。

そして、一方では、わたしは、日本の「障害者運動」の中で議論された発達保障論批判や優生思想批判などの議論から、総体的社会の変革の理論としてのマルクス理論をとらえ返す中で、マルクス理論の生み直しがなしえるのではないかと思っています。

反障害論はユニバーサルなところを開いていける可能性をもっているのです。

これらの整理と対話の中での深化の中で、障害関係論への展開ということになると思うのですが、それをこれからのわたしの中心課題にしていきたいと思っています。

*「弁証法」についてはわたしがよく援用している廣松渉さんの『弁証法の論理』青土社 1980 という本があります。わかりやすく書けば、語弊が生じるのを畏れず書けば、「対話の中での深化」ということになるでしょうか。

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 29 号」アップ(11/9/15)

◆三村出版本に対するオープンな批判・意見をこのホームページに掲載していきたいと思っています。とりあえずリアルなやりとりをブログでやりたいと思っています。「対話を求めて」というカテゴリを作りました。そこの「本を出版しました」にコメントという形で応答して下さい。もちろん連絡さきにメールくださっても構いません。メールをされない方は携帯に **090-9857-3431** に連絡ください。

◆ブログのタイトルを変えました。「たわしの「対話を求めて」

読書メモを軸にしていたのを、もっと自分の意見を出し対話を求めていきたいという思いからの変更です。

URLは <http://blogs.dion.ne.jp/hiroads/>

◆「障害ってなーに？」脱稿。出版断念、HP 掲載予定。

(編集後記)

◆震災から丁度半年です。ニュースやドキュメント番組を見ていると、未だに涙ぐみます。これは日本総体を長くトラウマ的にとらえていくのかも思ったりしています。実際の被害者はそれ以上のことなのでしょうが、それにしても、原発事故の放射能汚染の被害のおおきさ、長期化におののいています。原発を許してきたわたしたちの甘さを、認識のなさを反省しています。首相が替わり、再稼働容認の発言もで、動きも出てきています。反原発の世論をつくりあげていかなくはと思っています。微力なりともひとりひとりの発言をと、わたしもこの「通信」で継続してとりあげていきます。

◆巻頭言は差別ということ 키워ワードにしていろんなことを読み解いていく作業のひとつです。団塊の世代のわたしには「民主主義」ということばに抵抗感があったのですが、それを国家主義批判という「民主」と「関係性のあり方、作り方」ということで押さえてみました。

このことはすべての関係に広げていけることです。いろんなことに触れていきたいとも思っています。

◆わたしは学的な論考の訓練はつんでいませんし、指導も受けていません。もっぱら本との対話を軸にして進めてきたのですが、何人かのひとと往復書簡やメールで議論のやりとりをする中でつかんでいたことが、大きなことでした。今回の「民主主義」の問題は人権論も含めた議論の中で論考を深めていけたことです。わたし自身が議論をしていると論の正当性を争う、というところに陥りがちなのですが、何のための議論なのかに立ち返りいろんな議論をしていけたら思っています。わたしにとって運動のための理論の深化と広がり求めた議論という目的をはっきりさせ、そこから踏み外さない議論を進めていきたいと。

◆「通信」を読んでもらっているひとと話をしている、「通信」はあまり厚すぎるのではないかと改めて感じています。もう少しコンパクトにしたいのですが、問題は「読書メモ」なのです。そもそも「通信」を休んでいるときに、ブログで「読書メモ」というカタチでつなぎ的に出していたことです。「通信」を再開して、インターネットをやっていないひとのために、読書メモを「通信」の中に織り込んだのです。で、ちゃんと論考したものだけを「通信」に掲載することも考えていたのですが、「不公平」とかユニバーサルとか考えて、やはり全部載せています。で、きちんと文章化していない、論考を深めていない「メモ」は、ちらっと読んで関心をもたれてその本を本人が読まれていくきっかけになればというところで読み飛ばしてください。今回も、「メモ」にしかなくなってないところが膨大になっていて、ブログで出すこと自体を迷っていたのですが、前述の趣旨でそのままにしています。

◆エコロジー的なところに踏み込んで、積ん読している本がどんどん増えていき、少し焦り気味です。今年いっぱいくらいは、間に障害関係の急ぎの読書をはさむ以外は、エコロジー関係の読書に集中します。以後は、前の読書計画にエコロジー関係も入れ込むという態勢にします。

◆「ないものねだり」ということを読書メモの中でかなり書いていました。誤解を生むようなことではなかったかと思い、整理してみます。

そもそも他者に自分の世界観や価値観を押しつけられない、押しつけるような議論をし

たくないという思いがあります。しかし、世界観や価値観の違いで対話が成立しなくなる場面が多々あります。ですから、押しつけではない、議論の試みとして、「ないものねだり」ということばを使っての対話の希求です。

◆「時代制約性」の論攷は対話と試行錯誤の中で生まれた文です。で、結局校正をどうするのか、という問題が残っています。改めて、「反障害通信 28 号」の文を書き改めることがはっきりします。ですが、むしろ対話の中での試行錯誤の軌跡を残すのも意味があるかなとの思いがあり、補足を今号で出したので、「反障害通信 28 号」はそのままに据え置きたいと思っています。

◆「分かりやすい版」の本の出版計画を「障害ってなに？」で、模索していたのですが、ちっとも分かりやすくなっていないようです。実は、障害概念からとらえ返す作業は、「反障害原論」とその元になった「障害者反差別論序説」、それから、「障害とは何か？ 障害者とは誰か？ —架空対談から、書き込み・協同作業による構成—」を「第一原稿(基底稿) (1)」まで書き上げた（これは「反障害研究会」のホームページに掲載しています）のに続き 3 作目です。

読者のひとの意見も訊きたいのですが、出版化の断念となりそうです。「分かりやすい」ということはわたしは不得手という結論で（それなりに独自の試行錯誤もやめませんが）、共同作業をこれから模索していきます。

反障害—反差別研究会

新しい出発に関して二項目を追加しました。

■会の性格規定

今、「障害」という言葉ほど混乱した使われ方をしている言葉はありません。わたしたちは「障害者が障害を持っている」という医療モデルから、「障害とは社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」という「障害の社会モデル」をとらえ返し、更に、「障害とは関係性の中で、「障害者」に内自有化する形で浮かび上がる」という障害関係論への、障害概念のパラダイム（基本的考え方の枠組み）の転換を図ります。そのことを通して、障害のみならず他の差別をなくしていく反差別の理論を作り上げ、その運動に参画していきます。このホームページにアクセスしてきた方との議論の中で、ともに深化と広がり求めていきたいと願っています。

■会という名で出していますが、まだ個人発の一方的発信の域を出していません。もとより、働き掛け合いとして設定したこと。読者の皆さんが活用して頂けたら、またメーリングリストみたいな形に展開していけたらとも思っています。

■連絡先

E メール hiro3.ads@ac.auone-net.jp

HP アドレス <http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/>